宍粟市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月28日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第12号

宍粟市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年宍粟市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第１条　宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号。以下「条例」という。）第８条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［（１）　略］ （２）　少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第１条　宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号。以下「条例」という。）第８条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［（１）　略］ （２）　少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。